

三原市地域公共交通計画 策定支援業務仕様書 (案)

1 業務名

三原市地域公共交通計画策定支援業務

2 業務の目的

三原市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年施行）」に基づき、令和 2 年 3 月に「第 2 期三原市地域公共交通網形成計画」（計画期間 5 年）を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に具体的な施策や事業に取り組んできた。

計画の最終年度となる本年度において、これまでの地域公共交通事業に関する三原市の取り組みを総合的に検証するとともに、計画策定から 5 年を経た現状における地域公共交通の課題・市民の公共交通に対するニーズの変化等を把握するとともに、次期の三原市の公共交通のあり方を再検討し、三原市の公共交通に関する取り組みの方向性を設定するため、三原市地域公共交通計画（以下「計画」という。）を策定するものとし、知見と具体的手法を有する者に、必要な業務を委託することとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

現時点で想定する業務の内容は次のとおりである。なお、受注者の提案を踏まえ、協議の上、内容を変更する場合がある。

(1) 各種調査、分析及び評価

① 現況交通実態調査（公共交通体系の現状分析・把握など）

本市の地理的条件や人口の動向及び将来見通し（減少率、高齢化率）、既存の地域公共交通のサービス内容や利用動向などについて把握、整理するとともに、課題を抽出する。

② 上位計画及び関連計画の整理

三原市長期総合計画、三原市都市計画マスタープラン、三原市立地適正化計画など、計画の検討に関連する各種計画を整理し連携を図る。

③ 市民・利用者等のニーズ把握調査

市民及び公共交通利用者等を対象としたアンケート調査を実施し、移動実態やニーズを把握する。

なお、アンケート調査の手法や件数、対象等は提案事項とする。

※アンケート調査票及び封筒の作成、印刷は受注者が行う。

※アンケート調査票の郵送費用（発送・返信）は受注者が負担する。

④ 交通事業者等へのヒアリング調査

バス・タクシー事業者、地域コミュニティ交通運営主体（5 地域）等に対するヒアリング調査を実施し、事業者及び運営主体としての意見や問題点を把握する。

⑤ 現行計画の取組状況の整理

現網形成計画での取り組みに対する評価や課題検証を行う。

⑥ 課題の把握・整理

①～⑤に関して、計画策定上、必要となる課題等を整理する。

(2) 計画案の検討

① 社会情勢の変化、地域の実情に応じた地域公共交通対策（交通のあり方）の検討

上記(1)で得られた事項を踏まえ、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて、以下の項目について検討し、取りまとめる。

- ・基本目標、基本方針、地域公共交通の基本分類と方向性
- ・地域内交通手段の見直しの方向性、定量的な指標に基づく数値目標の設定
- ・基本方針等の実現化方策の検討
- ・デジタル技術の活用等の検討
- ・利用促進対策の検討
- ・その他効果的な事項

② 市民団体、交通事業者との調整支援

計画事業の実現性を高めるための関係者等との調整を支援する。

(3) 会議等打合せ

事務局（生活環境課）と十分な打合せを行い、業務に反映させる。

(4) 三原市地域公共交通活性化協議会の運営支援

協議会（4回開催予定）開催時の協議資料の作成等、計画策定に必要な業務支援を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画についてのパブリックコメントの実施に対する支援を行い、結果を計画に反映させる。

5 業務スケジュール（予定）

- ・令和6年7月～10月 交通事業現況調査、アンケート・ヒアリング
- ・令和6年7月、10月、12月、令和7年3月 三原市地域公共交通活性化協議会開催
- ・令和6年12月 計画素案の作成
- ・令和7年1月 パブリックコメントの実施
- ・令和7年3月 計画策定

6 打ち合わせ協議等

本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。

7 成果品

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて発注者とする。受注者は、以下のとおり成果品を納品するものとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 三原市地域公共交通計画 計画書（A4サイズ、一部カラー） 50部
- (3) 三原市地域公共交通計画 概要版 100部
- (4) 原稿等を収めた電子媒体（ワード、エクセル形式及びPDF形式） 1式
- (5) その他当該業務に付随する資料で特に発注者が指示するもの 1式

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項が生じたとき、又は、本仕様書の解釈に疑義が生じたとき、業務内容の一部を変更する必要があるとき、その他必要があるときは、速やかに双方協議の上、定めることとする。
- (2) 受注者は、事務局と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに事務局に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受注者は業務上知り得た情報を発注者の承諾なしに、第三者に漏らさないこと。契約

の終了後及び解除後も同様とする。

(5) 受注者は業務を履行するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者及びその従事者（以下「受注者等」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者への周知)

第2条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても契約の履行に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者等は、契約の履行に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用をしてはならない。契約期間が満了し、終了し、若しくは契約が解除（以下「満了等」という。）され、又は退職した後においても同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 受注者等は、発注者の指示又は承諾が有る場合を除き、契約の履行に関して知り得た個人情報を当該契約の履行のため以外に利用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5条 受注者等は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者等と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 再委託等の相手方が再々委託を行うときは前項の規定を適用する。

(複写等の禁止)

第6条 受注者等は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、契約の履行のために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(適正な管理)

第7条 受注者等は、契約の履行に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第8条 受注者等は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が満了等した後においても同様とする。

(資料の返還等)

第9条 受注者等は、契約履行のために発注者から貸与され、又は受注者等が収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を契約が満了等した後、遅滞なく発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除および損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(監査及び調査)

第11条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置

が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。

(収集の制限)

第12条 受注者等は、契約の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(実地検査)

第13条 発注者は、委託業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。

(派遣労働者に関する留意事項)

第14条 受注者は、保有する個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

三原市地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領（案）

1 目的

第2期三原市地域公共交通網形成計画が令和6年度で満了となり、令和7年度から5年間の計画期間となる三原市地域公共交通計画を策定するため、公募型プロポーザル方式を実施し、提案事業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

三原市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

「三原市地域公共交通計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
ただし、契約時における仕様書は、選定事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算上限額

5,800,000 円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%とする。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録のある者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税等を滞納していないこと。
- (6) 自治体の公共交通に関する計画策定業務の契約実績があり、計画策定に関し、豊富な知識を有していること。

4 スケジュール（予定）

公募開始（実施要領等の公表、配布開始）	令和6年5月22日（水）
質問書の提出期限	令和6年5月29日（水）
質問書の回答期限	令和6年6月3日（月）
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和6年6月11日（火）
参加資格確認結果の通知	令和6年6月18日（火）
書類審査の結果通知 ※書類審査が実施された場合のみ	
プレゼンテーション選考	令和6年6月24日（月）
選定結果通知	令和6年6月下旬

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第2号）に質問事項を箇条書きで記載し、本書に示す「10 書類等提出及び問い合わせ先」に電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和6年5月29日（水）午後5時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は5月29日（水）以降、数回に分けて、全参加表明者に対して電子メールで6月3日（月）までに回答する。

6 参加表明書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号） 1部

② 会社概要書（様式第3号） 1部

③ 関連業務実績書（様式第4号） 1部

④ 協力会社概要書（様式第5号） 1部

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

⑤ 見積書 10部（内訳：本書1部、コピー9部）

・見積書の様式は任意とする。ただし、仕様書の内容を踏まえ、業務ごとの積算内訳が明確になるよう記載すること。

・押印は1部で、他はコピー（製本不要）とする。

・提示する見積額については、アンケートやヒアリング調査の経費、成果品の印刷費などを含む。

・予算上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

⑥ 企画提案書 10部（内訳：本書1部、コピー9部）

・仕様書の内容を踏まえ、次の《1》～《5》の項目について作成すること。

・様式は、A4判（A3判による折込可）で任意とする。

《1》業務の実施体制

- ・業務責任者（専ら本業務に従事し、当該業務において受注者を代表する者）の氏名、役割、経歴、主な業務実績など
- ・業務従事者（専ら本業務に従事する者）の氏名、役割、経歴、主な業務実績など
 - ※ 公共交通に係る計画策定実績など
 - ※ 本業務の参考となる類似業務の実績がある場合、1事例に限り、成果品（計画書等）を提出（10部、企画提案書とは別綴）することができる。
- ・協力企業を含む業務全体の実施体制など

《2》業務の実施方針

本市の現状を踏まえ、三原市地域公共交通計画に求められる役割、業務遂行上の基本姿勢等を記載すること。

《3》業務内容に関する具体的な手法及び提案

(1) 各種調査、分析及び評価

本市の地域特性や地域公共交通の現状と課題などを明らかにするため、各項目における分析の視点、調査方法、調査結果のまとめ方などについて提案すること。

(2) 計画案の検討

調査分析結果に対する計画案への反映や、本市の特性や課題、他市の先行事例、デジタル技術の活用や運転手不足など社会情勢の変化を踏まえた計画策定のアプローチの手法について提案すること。

(3) 追加提案について

仕様書に定めるもののほか、独自の視点による追加提案があれば具体的に記載すること。

《4》業務工程・スケジュール

本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

(2) 提出期限・方法

令和6年6月11日（火）午後5時まで【必着】に、本書に示す「10 書類等提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

7 参加資格及び書類審査

参加表明書等の内容に基づき、事務局において参加資格の審査を実施する。参加資格審査の結果については、電子メール又は郵送で送付する参加資格審査結果通知書にてその旨を令和6年6月18日（火）までに通知する。

また、多数の参加表明書等の提出があった場合は、プレゼンテーション実施者を絞り込むため、選定委員会によって、評価基準等に基づき、企画提案書等の書類審査を行う場合がある。書類審査を行った場合の結果については、参加資格の結果と併せて通知する。通知後、プレゼンテーション実施者として選定されなかった者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができる。

8 選定方法及び基準

(1) 選定方法

提出された企画提案書についてプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、次の基準に基づき三原市地域公共交通活性化協議会委員で構成する選定委員会において審査を行い、最も得点の高かった者を優先契約交渉事業者として選定する。

また、プロポーザル参加事業者が1者の場合にあっては、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を優先契約交渉事業者として選定する。

①プレゼンテーション・ヒアリング

- ・1者につき30分程度（説明15分、質疑15分）とする。
- ・事前に提出のあった企画提案書を用いて行うこととし、当日の差し替え、追加は認めない。

②実施日時・場所等

令和6年6月24日（月） ※時間及び場所は別途連絡する。

(2) 選定基準

項目		審査基準	点数
①業務の実施体制		本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか（担当・業務実績の内容、体制等）。	15点
②業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し、具体的で、かつ実行性のある提案がなされているか、本業務に取り組む基本姿勢がどのようなものであるか。	5点
③業務内容に関する具体的な手法及び提案	各種調査、分析及び評価	・本市の地域特性、地域公共交通の課題などを明らかにするための調査の手法等は適切か。 ・市民及び利用者ニーズの把握について、調査手法や内容、対象の設定は適切か。	20点
	計画案の検討	・各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。 ・本市の地域特性や課題、他市の先行事例等を踏まえた計画案策定のアプローチ手法について、具体性・実現性・妥当性のある内容となっているか。 ・デジタル技術などの新技術の活用について、具体性・実現性・妥当性のある内容となっているか。	35点
	追加提案について	仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。	10点
④業務工程・スケジュール		業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	5点
⑤プレゼンテーション		提案内容の説明、質疑応答において的確に対応しているか。	5点
⑥見積金額			5点
計			100点

(3) 結果通知

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果及び優先契約交渉事業者名について、三原市ホームページに掲載する。

優先契約交渉事業者に選定されなかった者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができる。

(4) 契約の締結

優先契約交渉事業者とは、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約を締結する。なお、優先契約交渉事業者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (4) 公募開始の日以降、事務局（生活環境課）への営業活動等を禁止する。
- (5) 提案書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とする。
- (6) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開する。

10 書類等提出及び問い合わせ先

三原市地域公共交通活性化協議会事務局 担当：森木
（三原市生活環境部生活環境課）

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

Tel 0848-67-6178 Fax 0848-64-4103

E-Mail アドレス seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp

参加表明書

(業務名) 三原市地域公共交通計画策定支援業務

令和6年 月 日

三原市地域公共交通活性化協議会会長 様

所在地 : _____

商号または名称 : _____

代表者名 : _____ 印

上記業務の公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて、参加表明書を提出します。

なお、実施要領3の参加資格を満たしていることを誓約します。

[連絡先]

所 属 :

担当者氏名(ふりがな) :

電話番号 :

FAX番号 :

電子メール :

質 問 書

(業務名) 三原市地域公共交通計画策定支援業務

令和6年 月 日

三原市地域公共交通活性化協議会会長 様

事業者名 : _____

担当者氏名 : _____

電子メール : _____

質問事項

会 社 概 要 書

商号または名称			
資本金			
売上高 (直前事業年度)		経常利益 (直前事業年度)	
所在地			
担当事務所名 (住所)	(住所)		
全社従業員数 (うち、担当事務 所従業員数)			
登録事業	【例】 ・建設コンサルタント(登録番号) 登録部門： ・測量業者 (登録番号) ・地質調査業者 (登録番号) ・補償コンサルタント(登録番号) ・一級建築士事務所 (登録番号) ・その他 (登録番号)		

※ A4判1枚以内で記入すること。

関連業務実績書

1	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
2	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
3	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
4	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
5	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	

※ 過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の自治体の公共交通に関する類似計画策定業務の契約実績を最大 10 件以内（A4 判 2 枚以内）で記入すること。

協力会社概要書

会社名	
所在地	
代表者	
主な業務実績	
協力を受ける 内容及び理由	

※1 本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

※2 A4 判 1 枚以内で記入すること。

三原市地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル選定基準（項目及び点数）（案）

項目	審査項目	点数	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①業務の実施体制	本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか（担当・業務実績の内容、体制等）。	15	15	12	9	6	3
②業務の実施方針	本業務の趣旨を理解し、具体的に、かつ実効性のある提案がなされているか、本業務に取り組む基本姿勢がどのようなものであるか。	5	5	4	3	2	1
③業務内容に関する具体的な手法及び提案	各種調査、分析及び評価						
	本市の地域特性、地域公共交通の課題などを明らかにするための調査の手法等は適切か。	10	10	8	6	4	2
	市民及び利用者ニーズの把握について、調査手法や内容、対象の設定は適切か。	10	10	8	6	4	2
	計画案の検討						
	各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。	10	10	8	6	4	2
④業務工程・スケジュール	本市の地域特性や課題、他市の先行事例等を踏まえた計画案策定のアプローチ手法について、具体性・実現性・妥当性のある内容となっているか。	15	15	12	9	6	3
	デジタル技術などの新技術の活用について、具体性・実現性・妥当性のある内容となっているか。	10	10	8	6	4	2
	仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。	10	10	8	6	4	2
⑤プレゼンテーション	業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	5	5	4	3	2	1
	提案内容の説明、質疑応答において的確に対応しているか。	5	5	4	3	2	1
⑥見積金額	「全提案者の最低価格／当該提案者の提案価格×5点」（少数第3位を四捨五入）	5	5点満点（少数第3位を四捨五入）				
合 計		100					